

令和4年第1回農業委員会総会会議録

令和4年第1回船橋市農業委員会総会を1月11日午後3時00分船橋市役所6階602会議室に招集する。

出席委員（14人）

小川 晃 菊池 眞夫 織戸 孝 神山 茂樹 湯浅 清春 石山 幸男 高橋 光一
土橋 博之 藤城 孝義 石井 俊郎 齋藤 教子 豊田 豊 金子 一雄 岡庭 一美

農地利用最適化推進委員（2人）

渡邊 和雄 宍倉 由紀雄

議長	それでは、出席委員数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第1回農業委員会総会を開催いたします。 事務局、傍聴者はおりますか。ある場合は、傍聴者の入室を許可します。
局長	傍聴人はおりません。
議長	それでは、まず議事録署名人でございますが、議長が指名するものとしてよろしいでしょうか。 （「はい」の声あり）
議長	それでは、指名いたします。 1番、小川晃委員と、3番、織戸孝委員の両名にお願いいたします。 それでは、お配りしてございます議案書の順序に従い、審議に入ります。 局長。
局長	農地法第3条許可申請について、議案第1号の1を上程いたします。
議長	本議案につきまして、石山審査班長の報告を求めます。
石山審査班長	それでは、今月5日、藤城孝義委員、渡邊和雄推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。

議案書 2 ページ、地図 1 から 2 ページをご覧ください。

1 号議案の 1 につきましては、米ヶ崎町に在住の譲受人が、母から贈与により取得し、農業経営の安定を図るものです。

経営面積は、約 1 2 1 アール、農業従事者は 2 名で、世帯従事日数は 3 0 0 日、農機具を一式保有しております。

以上、本議案につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、許可すべきものと思われま

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がありました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第 4 条許可申請について、議案第 2 号の 1 から 2 を上程いたします。

議長

本議案につきまして、石山審査班長の報告を求めます。

石山審査班長

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書 3 ページ、地図 3 から 5 ページをご覧ください。

2 号議案の 1 から 2 につきましては、関連議案でありますので、一括して説明いたします。

2 号議案の 1 から 2 につきましては、隣接地において中古車販売業を営む事業者からの要望を受けて、当該地を貸車両置場用地として整備するものです。

現地は畑で、隣接地は、畑・雑種地及び道路となっており、周囲は土留め及びブロックを施工、雨水は側溝及び浸透施設を設置することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま

また、隣接農地所有者には説明済みです。

資力については、残高証明書及び融資証明書にて確認済みです。

また、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、2議案につきましては、許可相当と思われます。

議長 ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長 農地法第5条許可申請について、議案第3号の1から3を上程いたします。

議長 本議案につきまして、石山審査班長の報告を求めます。

石山審査班長 それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書4ページ、地図6から8ページをご覧ください。

3号議案の1につきましては、市内で住宅用足場の販売・リース業を営む譲受人が、既存施設を返却することとなったため、不足する車両の置場を確保する目的で、当該地を賃借し、車両置場用地として整備するものです。

現地は畑で、隣接地は畑・山林・雑種地及び道路となっており、周囲はブロック及び波板を施工、雨水は浸透アスファルトにより自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われます。

また、隣接農地所有者には説明済みです。

資力については、残高証明書で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

議案書4ページ、地図9から11ページをご覧ください。

3号議案の2から3につきましては、関連議案でありますので、一括説明いたします。

3号議案の2から3につきましては、航空運送業を営む譲受人が、当該地を賃借し、ヘリコプター駐機場用地として整備するものです。

現地は田で、隣接地は田・雑種地及び用悪水路となっており、周囲は土留板を施工、雨水は地盤改良土により転圧処理し自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま

す。また、隣接農地所有者への説明が行われております。

資力については、残高証明書で確認済みです。

また、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、3議案につきましては、許可相当と思われま

議長

す。ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議長

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第5条許可申請について、議案第3号の4から5を上程いたします。

議長

齋藤審査班長

本議案につきまして、齋藤審査班長の報告を求めます。

それでは、今月5日、神山茂樹委員、宍倉由紀雄推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。
議案書4ページ、地図12から14ページをご覧ください。

3号議案の4につきましては、宅地建物取引業を営む譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により建売分譲住宅9棟を建築するものです。

現地は畑で、隣接地は畑・宅地・雑種地及び道路となっており、周囲はブロックを施工、雨水は雨水貯留槽を設置し、汚水・雑排水については合併浄化槽を設置し、それぞれ雨水管に接続することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま

す。また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

なお、隣接農地所有者への説明が行われており、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、残高証明書にて確認済みです。

信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が水道管・ガス管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に、船橋市立二和小学校と医療法人社団康和会林歯科医院の教育施設と医療施設があることから、第3種農地と判断します。

議案書4ページ、地図15から17ページをご覧ください。

3号議案の5につきましては、宅地建物取引業を営む譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により建売分譲住宅7棟を建築するものです。

現地は畑で、隣接地は畑・宅地・雑種地及び道路となっており、周囲はブロックを施工、雨水は雨水貯留槽を設置し、汚水・雑排水については合併浄化槽を設置し、それぞれ排水管に接続することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま

す。また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

なお、隣接農地所有者への説明が行われており、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、残高証明書及び融資証明書にて確認済みです。

信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が水道管・ガス管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に、「さざんか
会けいよう」と船橋市身体障害者福祉施設「太陽」の福祉施設があることから、第3種農地と判断します。

以上、2議案につきましては、許可相当と思われます。

以上です。

議長 ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長 農地法第5条許可申請について、議案第3号の6から7を上程いたします。

議長 本議案につきまして、齋藤審査班長の報告を求めます。

齋藤審査班長 それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書5ページ、地図18から20ページをご覧ください。

3号議案の6につきましては、宅地建物取引業を営む譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築
条件付売買予定地13棟として転用するものです。

現地は畑で、隣接地は畑・墓地・雑種地及び道路となっており、周囲はブロックを施工、雨水は抑制施設で処理し、汚水・雑排水
については合併浄化槽を設置し、それぞれ排水管に接続することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われます。

また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は、特定建築条件付売買予定地であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、隣接農地所有者への説明が行われており、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、全棟を建築する場合に必要な金額を残高証明書で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が水道管・ガス管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に、あすなる保育園と千葉県立船橋二和高校の福祉施設と教育施設があることから、第3種農地と判断します。

議案書5ページ、地図21から23ページをご覧ください。

3号議案の7につきましては、宅地建物取引業を営む譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により建売分譲住宅6棟を建築するものです。

現地は畑で、隣接地は畑・宅地・雑種地・道路及び現況雑種地の畑となっており、周囲はブロックを施工、雨水は貯留槽を設置し、汚水・雑排水については合併浄化槽を設置し、それぞれ排水管に接続することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われまます。

また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

なお、隣接農地所有者への説明が行われており、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、残高証明書にて確認済みです。

信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が水道管・ガス管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に、金杉幼稚園とグループホームうららか船橋の教育施設と福祉施設があることから、第3種農地と判断します。

以上、2議案につきましては、許可相当と思われます。

以上です。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等はありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて、議案第4号を上程します。

議長

本議案につきまして、事務局から説明願います。

事務局

議案第4号は、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについてでございます。議案書は6ページです。

本件につきましては、前原西に在住していた農業従事者が、令和3年5月6日に死亡したことにより、当該土地所有者の相続人から、耕作地6筆、計4,814平方メートルのうち、生産緑地である前原西の畑2筆、計1,972平方メートルについて、市長に買取り申出を行うため、証明願が提出されました。

事務局による事情聴取、従事日数等の確認及び現地調査を行った結果、買取り申出事由の生じた者が、生産緑地法施行規則第3条の規定に基づく、農業に一定割合以上従事していた者であると思われます。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、農業の主たる従事者として認定することに賛成の方の挙手を求めます。

局長
議長
事務局

全員一致であります。よって認定することに決しました。

局長。

令和3年度第9次農用地利用集積計画について、議案第5号を上程いたします。

それでは、本議案につきまして、事務局から説明願います。

議案第5号につきましては、令和3年度第9次農用地利用集積計画についてでございます。

議案書は7ページから10ページです。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項において、市は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない旨の規定がございます。このことにより、市長から農用地利用集積計画を作成するため、農業委員会の決定をいただきたい旨の依頼がありました。

今回につきましては、全て更新の契約になります。

1は、豊富町の畑、1筆、700平方メートルに賃借権6年。

2は、豊富町の畑、1筆、1,368平方メートルに賃借権6年。

3は、金堀町の畑、2筆、計965平方メートルに賃借権3年。

4は、みやぎ台2丁目の畑、3筆、計2,121平方メートルに賃借権3年。

5は、みやぎ台4丁目の田及び畑、5筆、計4,372平方メートルに賃借権3年。

6は、高根町の畑、1筆、3,626平方メートルに賃借権3年。

7は、大穴南5丁目の畑、1筆、1,700平方メートルに賃借権3年。

8は、神保町の畑、2筆、計2,194平方メートルに賃借権3年。

9は、小野田町の田、5筆、計4,413平方メートルに賃借権3年。

10は、神保町の畑、1筆、2,475平方メートルに使用貸借による権利3年。

11は、神保町の畑、1筆、866平方メートルに賃借権2年。

1 2 は、旭町5丁目の畑、2筆、計2,040平方メートルに賃借権3年。

1 3 は、旭町5丁目の畑、2筆、計1,000平方メートルに賃借権3年。

以上をそれぞれ継続して設定するものです。

事務局において、借り手の経営状況等を確認調査した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われま

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、令和3年度第9次農用地利用集積計画として、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって承認することに決しました。

続いて、事務局より報告がございます。

局長

それでは、報告をさせていただきます。

報告事項（1）農地法第3条の3の届出に係る受理通知書の交付について、議案書11ページに記載のとおり、4件の届出を受理いたしました。なお、あっせんの希望はありませんでした。

報告事項（2）農地法第4条届出に係る受理通知書の交付について、議案書12ページから14ページに記載のとおり、11月中に16件の届出を受理いたしました。

報告事項（3）農地法第5条届出に係る受理通知書の交付について、議案書15ページから18ページに記載のとおり、11月中に20件の届出を受理いたしました。

以上、報告事項（1）から（3）の届出について、農業委員会事務局規程第7条第1項第1号の規定により、局長専決として受理書を交付いたしました。

報告事項（４）農地法第１８条第６項の規定による通知について、議案書１９ページに記載のとおり、３件の通知がありました。

報告事項（５）転用許可に伴う工事完了報告について、議案書２０ページに記載のとおり、２件の報告書の提出がありました。事務局で現地調査し、工事の完了を確認いたしましたので、千葉県知事宛てに送付いたします。

報告事項（６）農地法第５条の規定による許可申請の取下願について、議案書２１ページに記載のとおり、１件の取下願の提出がありました。

報告事項（７）船橋都市計画生産緑地地区の変更について、議案書２２ページに記載のとおり、市長より通知がありました。全部廃止が３地区、一部廃止が１２地区、全部追加が１地区、一部追加が４地区ありました。変更後の生産緑地地区については、合計で４８６地区、１７１.１０ヘクタールとなります。事務局で資料を保管しておりますので、詳細を確認されたい方は、後ほどお申し出くださるようお願いいたします。

報告事項（８）令和３年農作業料金・農業労賃に関する調査の回答についてでございます。１２月に実施いたしました令和３年農作業料金・農業労賃に関する調査について、皆様よりご回答いただいた内容の取りまとめを行いましたので、千葉県農業会議へ回答いたします。今後、千葉県農業会議より標準農作業料金について通知があり次第、お知らせさせていただきます。なお、本調査について詳細を確認されたい方は、後ほどお申し出くださるようお願いいたします。

報告事項（９）令和３年１０月１１日に実施いたしました令和３年度第２回の農地パトロールの結果につきましては、お配りした資料のとおりです。当案件につきましては、パトロール当日、土地所有者の子である使用者に会うことができたため、現地にて事情聴取を行いました。今後の対応ですが、原状回復したうえで、農地転用手続きを行うとの意思が確認でき、現在、事務局にて継続的に指導を行っております。

以上でございます。

以上で、本日本日予定されました議案審議は終了いたします。（午後３時３７分）

次に、事務連絡がございます。

_____ 事務連絡 _____

議長

事務局

議長

農政小委員長

議長

次に、農政小委員長より連絡事項がございます。

————— 連絡事項 —————

次に以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

議長は、午後3時39分第1回農業委員会総会の閉会を宣言した。